

国民健康保険制度改革について

健康福祉部 保険年金課

1 国および県の主な動き

【国】

平成27年5月29日	「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律」公布
平成28年4月28日	納付金・標準保険料率の算定方法、国保運営方針ガイドラインの決定
平成28年10月11日	納付金等の算定に必要な仮係数および納付金算定システムの配布

【県】

平成27年6月30日	市町等との連携会議(滋賀県国民健康保険運営方針等検討協議会)を設置し、以降、検討協議会と作業部会で検討協議(現在、継続中)
平成28年12月	滋賀県国民健康保険運営方針(素案)作成
平成29年2月	滋賀県首長会議にて協議

2 滋賀県国民健康保険運営方針(素案)について (主な項目)

・決算補填等法定外繰入金の段階的解消

保険料の負担緩和を図るための法定外一般会計繰入を段階的に解消します。

・制度改革の影響に対する激変緩和措置

市町で保険料収納必要総額の急激な上昇が見込まれる場合には、県財政調整基金から県の国保特別会計に繰入を行います。

・賦課方式を3方式に統一(資産割の廃止)

賦課方式を4方式としている市町においては、将来的に3方式に変更します。

・市町間の医療費の支え合い(市町ごとの医療費水準を反映しない)

県内の保険料水準の平準化につなげるため、医療費は県全体で支え合います。
出産育児一時金および葬祭費を県全体で支え合うため、納付金の算定に含めます。

・データヘルス計画による保健事業の推進、医療費適正化対策の実施

健診・レセプト等のデータ分析に基づくデータヘルス計画により保健事業を着実に推進するとともに、後発医薬品の利用促進等の取り組みを進めます。

・収納率目標の設定や収納対策の強化

保険財政の安定的運営、被保険者の公平性の観点から、規模別目標収納率を設定し、市町の収納率の向上を図ります。

滋賀県国民健康保険運営方針(素案)(抄)

※市町と協議中のもの

1 基本的事項

(1) 策定の目的

この方針は、県が市町とともに国民健康保険の安定的な財政運営や効率的な事業運営の確保のため、県内の統一した運営方針を定めるものであり、以て市町が担う事務の効率化、標準化、広域化を推進することを目的とします。

(2) 策定の根拠規定

この方針は、改正後の国民健康保険法(昭和33年法律第192号。)
第82条の2に基づき、県が定めます。

(3) 対象期間

平成30年4月1日から平成33年3月31日まで

2 県内国保の医療に要する費用および財政の見通し

(1) 医療費の動向と将来の見通し

本県の国保医療費の推移と見込み



(2) 財政収支の改善に係る基本的な考え方

保険料の負担緩和を図るための法定外一般会計繰入については、被保険者の保険料負担の急変を考慮し、各市町において平成35年度までの段階的な解消を目指します。

法定外繰入れの段階的解消

(3) 滋賀県国民健康保険財政安定化基金の運用

平成35年度までの間、市町において制度改革に伴う保険料収納必要総額の急激な上昇が見込まれる場合には、必要に応じて基金から県の国保特別会計に繰入を行うことにより、激変緩和を行うこととします。

激変緩和の実施

3 市町における保険料の標準的な算定方法に関する事項

(1) 標準的な保険料課課方式

標準的な保険料の課課方式は、医療分、後期高齢者支援金および介護納付金分ともに3方式としています。現在、賦課方式を4方式としている市町においては、将来的に3方式に変更する方向で検討していくこととします。

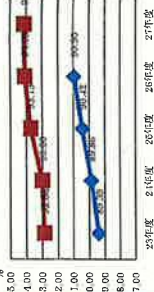
賦課方式を3方式に変更

(2) 国保事業費納付金算定に当たっての医療費水準の反映
県内の保険料水準の平準化につなげるため、医療費は県全体で支合うこととし、市町ごとの医療費水準の差異は、納付金の算定に反映させないこととします。

α=0による医療費のまあい

4 市町における保険料の徴収の適正な実施に関する事項

保険料収納率の推移



(1) 収納率目標の設定

保険財政の安定的運営、被保険者の公平性の観点から、市町の収納率の向上を図るため、目標収納率(現年度分)を定めます。

保険者規模別目標収納率

保険者規模	目標収納率(30~32年度)
1万人未満	95%
1万人以上~2万人未満	94.5%
2万人以上~5万人未満	94.5%
5万人以上	94%

5 市町における保険給付の適正な実施に関する事項

(1) 県による保険給付の点検、事後調整

県が保有している医療監視情報等を活用した点検や、大規模な不正利得の回収への対応の実施を検討します。

(2) 第三者求償の積極的推進

加害者に対する求償事務についても、国保連合会の専門性が生かせるよう取組を推進します。

(3) 高額療養費の支給事務

申請勧奨については、全市町が実施するように努めることとします。

6 医療費の適正化の取組に関する事項

(1) 後発医薬品差額通知の実施の推進

差額通知については、後発医薬品の利用促進についての理解を得られるよう、発行回数の設定など効果的な実施方法を検討します。

(2) 重複受診・頻回受診者、重複服薬等の適正化の共同実施

重複受診・頻回受診者、重複服薬者等に対し、受診の適正化および被保険者の健康被害の予防のための訪問等による指導について、全市町で取り組むこととします。

(3) 国保事業費納付金および保険給付費等交付金の対象に加える経費

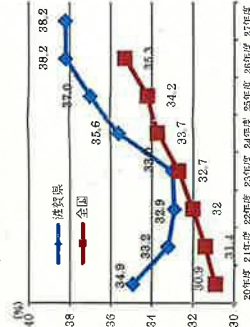
保険料水準の平準化につなげるため、県内市町間で支給基準額が異なるない出産育児一時金および葬祭費について、納付金および保険給付費等交付金の対象に加えることとします。

(4) 標準保険料率算定時における標準的な収納率

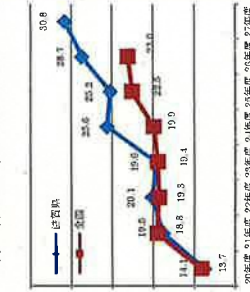
○ 直近3ヶ年の平均収納率が標準別目標収納率を達成している市町の標準的な収納率は、規模別目標収納率とします。
○ 直近3ヶ年の平均収納率が標準別目標収納率を達成していない市町の標準的な収納率は、直近3ヶ年の平均収納率とします。

7 保健事業の取組に関する事項

特定健診受診率の年次推移



特定保健指導実施率の年次推移



(1) 保健事業にかかる目標の設定

市町において重点的に取組む事項について目標を設定します。

目標項目	目標値(35年度)
特定健康診査受診率	60%
特定保健指導実施率	60%
メタボリックシンドローム該当者及び予備該当者の減少率(20年度比)	25%

(2) データヘルスの推進

健診・レセプト等のデータ分析により被保険者の健康の保持増進に向けて「国保健康事業実施計画(データヘルス計画)」を策定し、本計画に基づき目標達成に向けて保健事業を着実に推進します。

保健事業の推進

8 市町が担う事務の広域的および効率的な運営の推進に関する事項

(1) 過誤返戻事務

過誤返戻事務については、情報集約システムによる日次連携が確実に行われることにより国保連合会への事務委託が可能となるため、引き続き検討を進めていくこととします。

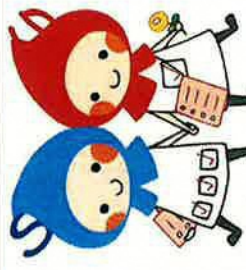
(2) 被保険者証と高齢受給者証の一体化

被保険者の利便性を図るため、被保険者証の発行時期を見直し、高齢受給者証との一体化について検討します。

9 保健医療サービスおよび福祉サービス等に関する施策との連携に関する事項

10 関係団体との連携強化

11 国民健康保険運営方針の見直し



滋賀県健康づくりキャラクターしかりハグ&グミ

3 国保財政運営の都道府県単位化に向けた本市の課題について

- ・「草津市における国民健康保険事業特別会計への繰出し基準」の見直し
- ・基金条例の新設を含めた準備積立金のあり方の検討
- ・国民健康保険事業の財政収支計画の策定
- ・平成30年度国民健康保険税率の検討

(納付金および標準保険料率の試算)

1回目:平成28年11月、2回目:平成29年1月、3回目:平成29年8月頃予定)

【平成29年度本市国保運営協議会の審議内容(予定)】

審議日程	内容
平成29年7月	滋賀県国民健康保険運営方針(案)に対する意見
平成29年8月～10月	一般会計繰り入れ基準の見直しおよび準備積立金のあり方の検討
平成29年11月～12月	納付金および標準保険料率の試算結果の分析
平成29年11月～12月	今後の財政運営の見込み
平成29年12月～平成30年1月	平成30年度の国民健康保険税率の検討

※平成29年度は、7回程度の開催を予定しています。